

# 令和4年度第1回 浦安市認知症総合施策検討委員会

令和4年6月27日（月）

19:00～21:00

浦安市役所4階

S2・3・4会議室

## 次 第

1. 委嘱状交付
2. 浦安市認知症総合施策検討委員会の概要について
3. 委員長、副委員長選出
4. 議題
  - 1) 浦安市認知症とともに生きる基本条例について
  - 2) 浦安市の主な認知症施策・事業について
  - 3) その他

### 資料

- 資料1-1 浦安市認知症総合施策検討委員会について
- 資料1-2 浦安市認知症とともに生きる基本条例
- 資料1-3 浦安市認知症とともに生きる基本条例（概要）
- 資料1-4 浦安市の認知症の人の将来推計
- 資料1-5 浦安市の主な認知症施策・事業
- 参考資料1 浦安市附属機関の設置等に関する条例
- 参考資料2 浦安市認知症総合施策検討委員会の組織及び運営に関する要綱
- 参考資料3 浦安市認知症とともに生きる基本条例条文の考え方（逐条解説）
- 参考資料4 浦安市認知症とともに生きる基本条例（パンフレット案）
- 参考資料5 認知症介護者交流会 チラシ
- 参考資料6 浦安市認知症シンポジウム チラシ

## 浦安市認知症総合施策検討委員会について

### 令和3年度まで 要綱に基づく検討機関

【設置趣旨】  
認知症を医療・介護分野を中心に検討するために設置

【設置根拠】  
・介護保険法  
・浦安市認知症総合施策検討委員会設置要綱

【所管事項】  
(1) 法に規定する認知症初期集中支援推進事業に関すること。  
(2) 法に規定する認知症地域支援・ケア向上事業に関すること。  
(3) 認知症に関する啓発活動に関すること。

NO	団体名・所属名等
1	浦安市医師会
2	浦安市歯科医師会
3	浦安市薬剤師会
4	浦安市ケアマネジャー連絡会
5	浦安市介護事業者協議会
6	認知症地域支援推進員
7	認知症疾患医療センター
8	浦安商工会議所
9	浦安市社会福祉協議会
10	浦安市中央地域包括支援センター
11	浦安市新浦安駅前地域包括支援センター
12	浦安市高洲地域包括支援センター
13	浦安市富岡地域包括支援センター
14	浦安市浦安駅前地域包括支援センター
15	浦安市福祉部
16	浦安市福祉部
17	浦安市福祉部 高齢者福祉課
18	浦安市福祉部 介護保険課
19	浦安市福祉部 高齢者包括支援課

検討委員会の  
位置づけや  
メンバー等を  
拡充

### 令和4年度より 条例に基づく附属機関

【設置趣旨】  
認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉え、認知症施策を総合的に推進するために設置

【設置根拠】  
・介護保険法  
・浦安市附属機関の設置等に関する条例

【所掌事務】  
(1) 認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に関すること。  
(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する認知症総合支援事業に関すること。  
(3) 認知症施策に係る事業者及び関係機関の取組状況に関すること。  
(4) その他認知症施策の推進に関し必要な事項

NO	団体名・所属名等
1	浦安市医師会
2	浦安市歯科医師会
3	浦安市薬剤師会
4	浦安市ケアマネジャー連絡会
5	浦安市介護事業者協議会
6	認知症地域支援推進員
7	認知症疾患医療センター
8	浦安商工会議所
9	浦安市社会福祉協議会
10	浦安警察署
11	浦安駅前郵便局
12	浦安市民生委員児童委員協議会
13	浦安市自治会連合会
14	浦安市老人クラブ連合会
15	認知症の方の介護経験者
16	浦安市福祉部
17	浦安市福祉部中央地域包括支援センター

## 浦安市認知症とともに生きる基本条例

認知症は、他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものである。

これまでのように、認知症を医療・介護分野を中心とした個人の課題として捉えていては、認知症の人の意思やその家族の思いが尊重され、希望や生きがいを持てる暮らしを実現することはできない。認知症を、生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、認知症とともに生きることができるとともに、基本理念を定め、市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、認知症とともに生きることができるとともに、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 医療・介護・福祉に関する事業者 市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者をいう。
- (5) 関係機関 市内において、医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関をいう。

(基本理念)

**第3条** 認知症とともに生きることができる地域社会の実現は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

- (1) 認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。
- (2) 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関（以下「多様な主体」という。）が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。

(市の責務)

**第4条** 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人及びその家族等が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を

整備するために、その従業者が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

(医療・介護・福祉に関する事業者の役割)

**第7条** 医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。

(関係機関の役割)

**第8条** 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。

(家族等の取組)

**第9条** 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

(認知症とともに生きることについての理解の推進)

**第10条** 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。

- 2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受け

ることがなく、合理的な配慮が受けられるような地域社会の実現に特に留意するものとする。

- 3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。

(発信・伝達の支援及び機会の確保)

**第 1 1 条** 前条第 1 項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。

(社会参加の推進)

**第 1 2 条** 市は、多様な主体が地域において共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

(家族等への支援)

**第 1 3 条** 市は、認知症の人の身近な存在である家族等が、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談することができ、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進)

**第 1 4 条** 市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。

(意思決定支援)

**第 1 5 条** 認知症の人の意思決定の支援に関わる多様な主体は、その認知症の状態にかかわらず、様々な場面で、配慮を持って意思決定を支援するよう努めるものとする。

(権利擁護)

**第16条** 何人も、認知症の人に対し、虐待をしてはならない。

- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定めるもののほか、虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。
- 3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症の人に対する虐待を早期に発見することができる体制を整備し、並びに虐待を受けた認知症の人の安全の確保及び養護者に対する養護者による虐待の防止に資する支援を適切に行うものとする。
- 4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関との連携により必要な施策を実施するものとする。

(認知症予防に関連する施策の推進)

**第17条** 市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施するものとする。

(広域連携の推進)

**第18条** 市は、認知症の人及びその家族等の効果的な支援のために、千葉県その他近隣の自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

- 2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて千葉県その他近隣の自治体及び関係機関に対し、認知症の人の安全の確保のための協力を要請することができる。

(認知症施策推進基本計画)

**第19条** 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「認知症施策推進基本計画」という。）を策定し、公表するものとする。

る。

- 2 認知症施策推進基本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 市長は、認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に当たっては、次条に規定する浦安市認知症総合施策検討委員会に意見を聴かなければならない。

（浦安市認知症総合施策検討委員会）

**第20条** 市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進するため、別に条例で定めるところにより、浦安市認知症総合施策検討委員会を置く。

## 附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。





## 浦安市の認知症の人の将来推計

単位：人

	2011年 平成23年	2016年 平成28年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2040年 令和22年	2050年 令和32年	2060年 令和42年
総人口	161,509	165,411	169,963	169,259	177,561	179,011	178,096	173,072	163,483
65歳以上人口	19,647	26,576	30,435	30,949	33,010	37,408	49,894	54,542	53,940
うち75歳以上人口	7,228	10,048	13,739	14,580	18,363	21,189	25,009	35,043	36,495
高齢化率	12.2%	16.1%	17.9%	18.3%	18.6%	20.9%	28.0%	31.5%	33.0%
うち75歳以上	4.5%	6.1%	8.1%	8.6%	10.3%	11.8%	14.0%	20.2%	22.3%
認知症の人の推計			4,295	4,553	5,378	6,741	9,282	11,657	14,153
総人口比			2.5%	2.7%	3.0%	3.8%	5.2%	6.7%	8.7%
高齢者比			14.1%	14.7%	16.3%	18.0%	18.6%	21.4%	26.2%
軽度認知障害(MCI)の人の推計			5,027	5,217	5,741	6,619	8,402	10,101	10,164
総人口比			3.0%	3.1%	3.2%	3.7%	4.7%	5.8%	6.2%
高齢者比			16.5%	16.9%	17.4%	17.7%	16.8%	18.5%	18.8%
認知症+MCI推計			9,322	9,770	11,119	13,360	17,684	21,758	24,317
総人口比			5.5%	5.8%	6.3%	7.5%	9.9%	12.6%	14.9%
高齢者比			30.6%	31.6%	33.7%	35.7%	35.4%	39.9%	45.1%

浦安市の主な認知症施策・事業

**1) 認知症初期集中支援事業**

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、本人やその家族等に早期に関わる医療・福祉・介護の専門職や専門医による支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

《主な対象》

以下のいずれかに該当する40歳以上の在宅で生活している方

- ・ 認知症が疑われる方
- ・ 認知症だが臨床診断を受けていない方
- ・ 医療・介護サービスは受けているが、症状が顕著で対応に苦慮している方 など

《主な支援内容》

- ・ 認知症の人やその家族等への訪問・相談
- ・ 支援策の検討
- ・ 医療機関の受診や介護サービスの利用勧奨 など

《実績》

	R2年度	R3年度
受理件数	11件	5件
チーム会議開催数	5回	4回

**2) 認知症地域支援・ケア向上事業**

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症地域支援推進員による認知症の普及啓発、認知症の人やその家族の支援などを行う。

《認知症地域支援推進員とは》

- ・ 地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上などを行う、地域包括支援センターや介護事業所などの専門職。

《主な活動内容》

- ・ 本人ミーティングの開催
- ・ 認知症介護者交流会の開催（R4年度2か所拡充）
- ・ 若年性認知症の集い
- ・ 認知症に関するワークショップの開催
- ・ 認知症サポート医との連携会議の開催 など

《実績》

	R2年度		R3年度	
	回数	参加者数（延べ）	回数	参加者数（延べ）
本人ミーティング	—	—	4回	18人
認知症介護者交流会	9回	26人	12回	50人
若年性認知症の集い	13回	24人	21回	88人
認知症に関するワークショップ	—	—	3回	89人
認知症サポート医との連携会議	—	—	1回	19人

**3) 成年後見制度利用促進事業**

認知症などにより判断能力が不十分な方の権利を守るため、家庭裁判所によって選定された成年後見人が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行う。

《実績》

	R2年度	R3年度
申立て件数	6件	14件
報酬助成件数	16件	16件

**4) 認知症サポーター養成事業**

地域で認知症の人を見守る体制づくりの一環として、認知症サポーター養成講座を行う。また、認知症サポーター養成講座を受講した従業員が所属する団体を「認知症とともに生きるまちづくり応援店」として登録する。

《実績》

	R2年度		R3年度	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
各地区	7回	45人	8回	55人
事業者等	4回	32人	7回	82人
小学校	中止	中止	17回	2,848人
計	11回	77人	32回	2,985人

	R2年度	R3年度
応援店登録数	—	16事業所

**5) 「市の重要なお知らせメール」事業**

行方不明高齢者の早期発見のため、「市の重要なお知らせメール（迷子・迷い人）」を活用し、性別・年齢・身体的特徴などの情報を配信する。

**6) 高齢者見守りネットワーク事業**

日頃市内を移動している事業者（運輸会社や郵便局など）と協定を結び、業務の中で「さりげない見守り」に協力していただいている。

《実績》

	R2年度	R3年度
登録事業者数	45事業所	50事業所

**7) 高齢者保護情報共有事業**

外出して戻れなくなる可能性のある高齢者に、あらかじめ持ち物や衣類にQRコード付きのシールを貼っておき、発見通報者がQRコードを読み取ることで、身元確認や家族への引き渡しを円滑に行う。

《実績》

	R2年度	R3年度
登録人数（実）	29人	34人

資料 1-5	令和4年6月27日 第1回 浦安市認知症総合施策検討委員会
-----------	----------------------------------